執行機関の権限と業務についての整理（委員会設置後）

資料２－２

大阪府（港湾管理者）

委員会（執行機関、府市共同設置）

◆港湾法第３５条
・港湾法第１２条業務に関する執行機関

【委員会権限の業務】
〇港湾法第１２条業務（委員会権限）
◆港湾法
・港湾計画の作成
・港湾施設の維持・管理
・港湾工事
・ポートセールス
・水域施設等の規制等（関連法　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律　第 30,31,32,39,40 条　等）
・廃棄物埋立護岸の整備・管理
（関連法　広域臨海環境整備センター法　第 19 条第 1 項第 1 号　等）

委員会権限の事務を処理

委員会事務局
（委員会の補助機関、府市共同設置）

知事（執行機関）

◆港湾法第３３条、地方自治法第１４８条
・港湾法第１２条業務を除く港湾管理業務に関する執行機関

◆港湾法（１２条業務以外の業務）
（主な抜粋）
・臨港地区の指定（法第 38 条）
・港湾区域、臨港地区等における行為者に対する許可（法第 37 条）
・臨港地区内で分区を指定（法第 39 条）
・分区内で違反建築物を撤去命じることできる（法第４０条２）
・拠点港湾における運営会社指定（法第 43 条の 11 第 6 項）
・公有水面埋立法の職権（法第 58 条第 2 項）
・使用料及び賃貸料の徴収（法第 54 条第 2 項）
・港湾台帳の調整（法第 49 条の 2）　など

補助執行

◆国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以降、ソーラス法と省略）
・国際埠頭施設の設置者としての、保安の確保のための必要な措置（ソーラス法第 28,29,32 条）

補助執行

◆広域臨海環境整備センター法
（以降、センター法と記載）
・センターの予算・事業計画・資金計画を港湾管理者に提出　など

補助執行

海岸管理者
知事（執行機関）

◆海岸法第 5 条

海岸管理
担当部局

※補助執行・委任：地方自治法第 180 条の２
※補助執行・委任の整理については平成 25 年 12 月 20 日、国土交通省港湾局と協議済

※港湾法第１３条は港務局に対する私企業への不関与の規定であり、委員会にも適用される。